

令和4年度 社会福祉法人あすなろ会事業報告

1 事業報告にあたって

令和4年度は、法人全体及び各施設ともに依然として新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止を最大限に務め、様々な制限下の中での事業運営となりました。

こうした中、高齢者施設を取り巻く状況については、令和6年度への介護報酬改定への動向、虐待防止をはじめとした人権・権利擁護問題、人材確保、自然災害への迅速な対応を可能とするBCPの策定や改定、ICT化や業務改善をはじめとする生産性向上への動き、そして何よりも人口減少社会へ向かう様々な人的・物的環境への変化に対応していくことが求められます。

そして、子どもを取り巻く状況については、少子高齢化の最中、保育の需給バランスが逆転(需要<供給)することを見据え、質の高い保育・教育の実施が求められます。また、きめ細やかな保護者支援、保育士等の人材確保・育成・定着、虐待防止をはじめとした人権・権利擁護問題、保育中における安全管理体制・衛生管理体制、BCPの策定・改定、ICT化等の業務省力化への取り組み等様々な対応が求められています。「子ども・保護者から選ばれる園」・「学生・求職者から選ばれる園」・「既存職員から選ばれる園」になるために、これまで培ってきたことを大切にしながら、時代の変化に対応すべく柔軟な思考と実践も求められます。

当法人としては、例年同様、3つの基本方針（・信頼される福祉サービスの提供・地域貢献・法人職員の幸せへの応援）を軸に事業を運営致しました。とりわけ、近年の働き方改革・休み方改革については、【ユースエール認定、えるぼし認定、スポーツエールカンパニー2022・2023、将来世代応援企業賞、プレミアムこころカンパニー（2回）、しまねいきいき雇用賞、ヘルスマネジメント認定、しまね女性の活躍応援企業表彰、しまね働く女性きらめき大賞表彰】を受賞・認定・登録され、各方面より評価をいただいております。特に評価されている内容としては、「・若者の採用に積極的・若者の育成に熱心・離職率が低い・残業時間が少ない・休暇を取りやすい・子育てがしやすい・育児休業や年次有給休暇の高い取得率等男女ともに若者への支援、子育て支援及び働き方改革・休み方改革に際し、独自性、先進性のある取組を積極的に実施。また、健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を実施。」が挙げられます。

地域貢献においては、利用料負担の軽減、地域の要支援者に対する相談支援、福祉教育・人材育成、地域の関係者とのネットワークづくり等を実施しておりますが、献血活動や生ごみ処理機設備による「地域を笑顔にするお花咲く咲く運動及び野菜いきいき運動（たい肥配布活動）は地域の皆様からも高い評価を得ております。

令和4年度事業報告にあたり、施設のご利用者及びご家族・保護者の皆様をはじめ、関係者、地域の皆様から温かいご支援、ご協力を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

基本理念

地域に根ざす福祉・保育・教育の広場

～共に生き、共に育つ～

乳幼児から高齢者の方々、その人たちを取り巻く家族や地域社会の異なる世代の人々が、日々関わりを持ちながら、みんなで、～ふれあい、いたわり合い、支え合いながら、育ち合おう～を目標に既存の実践事業を充実させるとともに、新しい福祉の在り方を模索・創造し、実践していきます。

基本方針

1. 多様な世代が集う場を創造し、一人ひとりに信頼される福祉サービスを提供します
児童福祉施設と高齢者福祉施設がほぼ同一敷地内にあり、それらの施設が一体的・統一的・合理的な事業展開を図り、複合体福祉施設としての有益性を十分活かし、一人ひとりに信頼される福祉サービスの提供に努めます。

2. 地域貢献を推進します
地域との積極的な交流を図り、多様な関係機関・組織、個人との連携・協働を通して地域貢献の推進に努めます。

3. 法人職員の幸福を応援します
「縁」あって共に働く法人職員は家族、友人と同じくらい人生において重要な出会いです。法人職員の幸福は法人の幸福と捉え、法人職員の幸福を応援します。

法人本部

(1) 実施事業

- 理事会の開催（4月20日、6月1日、7月5日、8月31日、12月21日、3月8日）
- 評議員会の開催（6月22日）
- 県指導監査の実施（1月24日）
- 監事監査（5月31日）
- 資産登記（8月8日）

ケアハウスあすなろ

(1) 基本方針

- 一. 人格の尊重
- 二. 和と寛容
- 三. 健康確保の努力及び機能維持の向上
- 四. 衛生の維持と清潔整頓
- 五. 地域社会への積極参加

(2) 実施事業

- 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設サービス計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上のお世話を行います。
- 日常生活支援
- 各種相談・助言
- 健康及び衛生管理
- 環境整備
- 食事（行事食等含む）の提供及び食生活の管理
- 世代間交流事業（保育園児とのふれあい活動）
- クラブ活動の実施
- 季節行事、伝統行事等各種行事の実施
- 地域行事への参加
- ボランティアの受け入れ
- 地域における公益的な取組み

あすなろ保育園

(1) 保育目標

「地域の中で共に生き共に育つ」

健康で意欲的な活動を通して豊かな人間性を持った子どもを育成する。

(2) 基本方針

「地域に根ざし、生涯を通して生きる力を養うことを基盤とした保育所保育」

- 1 ①地域に開かれた保育所づくり ②特色ある保育園づくりー複合施設としてのメリットを充分生かした保育の展開ー③子ども一人ひとりを大切にする保育園づくりを指標とし、高松地域の特色を本園の保育所経営に生かし、楽しさと活力に満ちた保育所保育の推進に努める。
- 2 子ども一人ひとりの人間性を大切にすることを基盤とし、お互いの人格を尊重し合い、「基本的人権尊重」の精神の芽生えを育む。
- 3 地域の自然や文化、人々とのかかわりを通して、豊かな心を育てるとともに、特色ある保育の場をつくる。
- 4 家庭、地域社会との連携を密にし、相互に協力し、地域から信頼され存在感のある保育所保育の推進をはかる。

(3) 実施事業

- 乳児保育
- 延長保育
- 統合保育
- 一時預かり事業
- 休日保育
- 在宅育児支援（親と子のふれあい教室）
- 保育所退所児童交流事業
- 地域における異年齢交流事業
- 地域の子育て家庭への育児講座
- 子育て仕事両立支援事業
- 育児相談・電話相談
- 世代間交流事業（ケアハウス、デイサービスセンター、多機能型居宅介護施設利用者、地域の高齢者等との交流）
- 地域における公益的な取組み

あすなろデイサービスセンター

(1) 基本方針

- 利用者、介護者のニーズを的確にとらえ、個々の人格を尊重し、可能な限り健康的で文化的な生活を在宅でし、QOLを高めるための支援計画作成を行うと共に残存機能低下の防止抑制を行いながら、可能な限り改善強化するようなプラン、プログラムに基づいて支援する。
- 高齢者一人ひとりが、地域との関わりを保ちながら、地域社会の中で人間として尊重され、在宅生活が営めるよう積極的に高齢者福祉の施策と高齢者福祉に努める。
- 複合施設の利点を生かし、「ともに生きともに育つ」「共生」の理念にのっとったプランニング及び事業の展開をする。

(2) 実施事業

- 指定居宅介護支援事業の実施（ケアプラン作成）
- 指定通所介護事業の実施（デイサービス）
- 指定訪問入浴介護事業の実施（訪問入浴事業）
- 通所介護事業延長サービスの実施
- 出雲市障害者訪問入浴事業の実施（市委託）
- 各種相談・訪問調査の実施
- 世代間交流事業（保育園とのふれあい活動）
- ボランティアの養成、受入
- 地域における公益的な取組み

あすなろ第2保育園

(1) 保育目標

「地域の中で共に生き共に育つ」

健康で意欲的な活動を通して豊かな人間性を持った子どもを育成する。

(2) 基本方針

「地域に根ざし、生涯を通して生きる力を養うことを基盤とした保育所保育」

- 1 ①地域に開かれた保育所づくり ②特色ある保育園づくりー複合施設としてのメリットを充分生かした保育の展開ー③子ども一人ひとりを大切にする保育園づくりを指標とし、高松地域の特色を本園の保育所経営に生かし、楽しさと活力に満ちた保育所保育の推進に努める。
- 2 子ども一人ひとりの人間性を大切にすることを基盤とし、お互いの人格を尊重し合い、「基本的人権尊重」の精神の芽生えを育む。
- 3 地域の自然や文化、人々とのかかわりを通して、豊かな心を育てるとともに、特色ある保育の場をつくる。
- 4 家庭、地域社会との連携を密にし、相互に協力し、地域から信頼され存在感のある保育所保育の推進をはかる。

(3) 実施事業

- 乳児保育
- 延長保育
- 統合保育
- 一時預かり事業
- 休日保育
- 病児保育事業（病後児保育）
- 在宅育児支援（親と子のふれあい教室）
- 保育所退所児童交流事業
- 地域における異年齢交流事業
- 地域の子育て家庭への育児講座
- 子育て仕事両立支援事業
- 育児相談・電話相談
- 世代間交流事業（ケアハウス、デイサービスセンター、多機能型居宅介護施設利用者、地域の高齢者等との交流）
- 地域における公益的な取組み

あすなる多機能型居宅介護施設

(1) 基本方針

(ア)要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(イ)利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。

(2) 実施事業

- 登録者の居宅サービス計画の作成
- 社会生活上の便宜の提供
- 通いサービスの実施
- 短期宿泊サービスの実施
- 訪問サービスの実施
- 地域に密着したサービスの実施
- 世代間交流事業の実施（保育園とのふれあい活動）
- 地域における公益的な取組み

あすなる児童クラブ

（１）基本方針

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

（２）実施事業

- 放課後児童の健全な育成
（児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等）
- 地域社会との交流及び連携
- 地域における異年齢交流事業
- 世代間交流事業（あすなる保育園、あすなる第２保育園、ケアハウス、デイサービスセンター、多機能型居宅介護施設利用者、地域の高齢者等との交流）
- 地域における公益的な取組み

地域における公益的な取組み

- ・ 当法人職員の外部研修講師派遣
- ・ 障がい者・高齢者の就業機会の確保
- ・ 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担減免
- ・ 児童虐待防止ネットワークへの参画
- ・ 要保護児童対策地域協議会への参画
- ・ 中学校・高校の体験学習、短大・専門学校等からの実習生、社会見学の受け入れによる福祉人材の育成
- ・ AED の設置（地域の方も利用可能）
- ・ 職員の救命講習受講の促進
- ・ 地域住民と連携した防災体制の構築
- ・ 町内第１避難場所
- ・ 生ごみ処理機設備によるたい肥配布「地域を笑顔にするお花咲く咲く運動及び野菜いきいき運動（リサイクル活動）」
- ・ 献血活動（日本赤十字社）